

台風第19号で住宅を被災された皆様へ

(災害救助法に基づく住宅の応急修理制度のご案内)

令和元年台風第19号により、お住まいの住宅が「**全壊 (床上浸水 1.8m以上)**」、または「**大規模半壊**」、「**半壊**」、「**一部損壊 (準半壊)**」の被害を受け、そのままでは居住できない場合に、応急修理をすれば居住可能となり、かつ、資力が乏しい方に対して、「災害救助法」及び「令和元年台風第19号における住宅の応急修理実施要領」に基づき佐久市が必要最小限度の応急修理の費用を一部負担します。

* 応急修理の申し込みは、「**罹災証明書 (写し可)**」が必要となります。受理通知書の発行・応急修理の実施は、予算成立後となります。(11月上旬を予定しております。)

1 対象となる方

以下(1)～(3)の全ての要件を満たす者(世帯)

(1) 当該災害により、「**全壊 (床上浸水 1.8m以上)**」または「**大規模半壊**」、「**半壊**」、「**一部損壊 (準半壊)**」の住家被害を受けた住宅

- * 1 全壊の住宅のうち、応急修理により居住できるようになる場合は対象となります。
- * 2 **倉庫や車庫、店舗等は対象外**です。

(2) 応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

(3) 応急仮設住宅(民間賃貸住宅を含む)を利用しないこと

- * 1 被災後、市営住宅等に仮住まいされている方は対象となります。

2 対象となる応急修理の範囲

以下の(1)～(4)の4項目のうち、日常生活に必要欠くことのできない部分

(1) **屋根、柱、床、外壁、基礎**等の応急修理

(2) **ドア、窓**等の開口部の応急修理

(3) **上下水道、電気、ガス**等の配管・配線の応急修理

(4) **トイレの便器、浴槽**等の衛生設備の応急修理

- * 1 **内装 (壁紙・畳等)** は原則対象外です。
- * 2 **家電製品は対象外**です。

3 応急修理の限度額

「**全壊**」・「**大規模半壊**」・「**半壊**」の場合 …… 1戸あたり59万5千円以内

「**一部損壊 (準半壊)**」の場合 …… 1戸あたり30万円以内

- * 1 2世帯住宅等、同一住宅に2世帯が居住している場合でも1戸として扱います。

4 手続き方法

裏面を参照してください。

5 その他

上記以外にも各種条件がありますので、佐久市ホームページをご確認いただくか、建築住宅課までご相談、お問合せください。

6 申請・相談窓口

佐久市役所 建築住宅課

電話(直通): 0267-62-6637、0267-62-3430

「住宅の応急修理事業」手続きの流れ（①から⑨の順番で進みます）

